

みやぎ景観懇話会開催要綱

(目的)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)が制定されたことを踏まえ、県の景観行政の在り方について広く有識者からの意見聴取を行うため、みやぎ景観懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(構成)

第2条 懇話会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

(座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 懇話会では、次の事項について意見聴取を行うものとする。

(1) 景観に関する基本理念等に関すること。

(2) 景観形成における各主体の役割分担に関すること。

(3) 良好な景観形成に向けて県の行うべき施策に関すること。

(4) その他景観形成について必要と認められる事項に関すること。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、宮城県土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表

氏名	所属	備考
磯田 悠子	みやぎおかみ会会長，ホテル松島大観荘取締役副社長	
伊藤 則子	東北大学大学院工学研究科博士後期課程	公募
大村 虔一	財団法人宮城県地域振興センター理事長	
柴崎 徹	東北工業大学客員教授	
西大立目祥子	青空編集室（フリーライター）	
平野 勝也	東北大学大学院情報科学研究科講師	
布施 孝尚	登米市長	
中村 克正	仙台市都市整備局長	
森山 雅幸	宮城大学食産業学部教授	
山崎 環	特定非営利活動法人リブリッジ代表理事	公募
横山 英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役	